

県内にホテル・旅館を新築する事業者を対象として、「奈良県宿泊施設立地促進補助金」を新設。

令和3年8月25日より周知期間を設定、事前相談を開始。

本年度の事業認定については、令和3年10月1日(金)から10月29日(金)まで事業計画の申請を受付。

期間内に受け付けた事業計画を審査した後、令和4年1月頃に計画を認定する予定。

(令和4年2月から令和5年3月末までに着工する事業が申請対象。)

奈良県宿泊施設立地促進補助金の概要

- 補助対象者 **宿泊施設(建物)の所有者**
- 補助対象地域 **県内全域**
- 補助率 用地に係る経費を除く**固定資産投資額の5%**
- 補助上限額 **最大2億円** (客室数100室以上、かつ、平均客室面積20㎡以上の場合。それ以外は上限1億円)
- 補助金の交付には下記の要件をすべて満たすことが必要。
 1. **ホテル・旅館の新築**であること。(簡易宿所は対象外)
 2. 客室数が**30室以上または収容人員が100人以上**であること
 3. 投資額が**5億円以上**(南部東部地域は**3億円以上**)であること
 4. 1~3の要件を満たし、**着工前に知事の認定**を受けていること
 5. **事業認定年度の翌年度末までに着工し、着工後3年以内に操業を開始**すること。
- 操業開始後は、ホテル・旅館として**10年間の操業継続**を要件として設定。

※ 申請が多数となった場合は、宿泊施設の客室数や客室面積等により審査を行い、補助事業者を決定。

奈良県のこれまでの課題

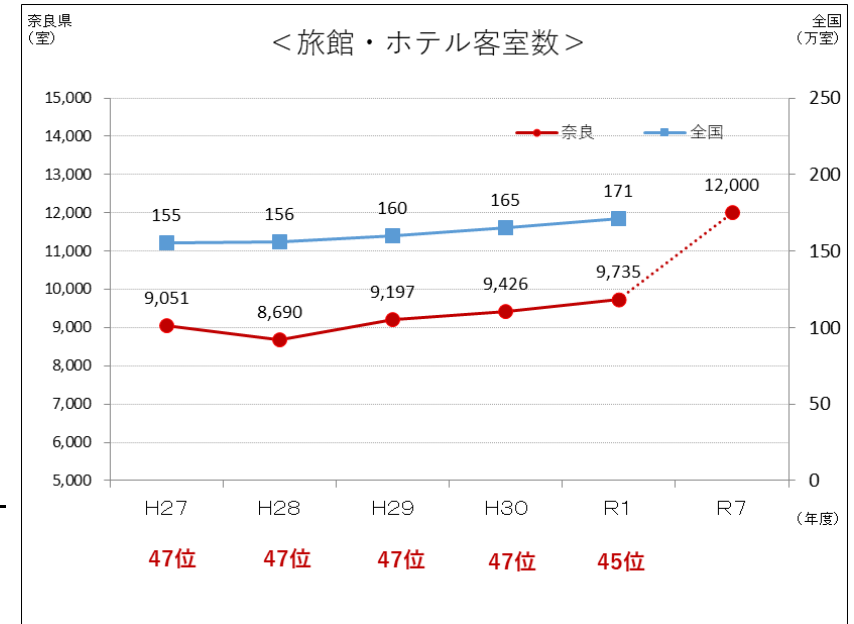
- ◆奈良県では、観光地に不可欠なホテル・旅館の誘致に取り組んでおり、近年増加傾向にあるが、宿泊客室数は近畿で最下位、**全国でも最下位レベル**。

令和元年度 ホテル・旅館客室数9,735室(全国45位)

- ◆客室数の**約5割が奈良市に集中**しており、奈良県を周遊したい客層に十分対応できていない状況。

奈良県全体 9,735室中、奈良市に4,775室 (49.1%)

- ◆**ハイエンド観光客に対応した高級ホテル**も少なく、観光地のブランド力が今一歩。



衛生行政報告例(厚生労働省)

観光地競争に打ち勝つには

ホテル誘致の視点

- 滞在型観光を促進するため**客室数を増加**
- 多様なニーズに応える**ホテルのバラエティ充実**
- 観光地奈良の**ブランド力を上げる上質ホテルの誘致**

上記の視点に沿って

- 県内全域を対象とした宿泊施設立地促進補助金を創設し、ホテル・旅館の立地をさらに促進することにより、滞在型観光をより一層推進。